

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙7中、1.(2)のうち、⑳を㉑とする。㉒中「 から 」を「 から 並びに㉑及び㉒」に、「 から㉓」を「 から ㉒」に改め、これを㉑とし、㉒を㉓とし、㉓の次に次のとおり加える。

㉑ 平成21年度お盆期間特別割引()

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

ロに定める割引率を適用する。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

ハに定める特例を適用する。

ニ 適用する期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

㉒ 平成21年度お盆期間特別割引()

イ 割引をする自動車

高速道路を通行する自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。)

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

㉓ 平成21年度お盆期間特別割引()

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、中型車(新湘南バイパス又は東富士五湖道路においては、別添1-2に掲げるイからチに該当する自動車。)、大型車又は特大車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(新湘南バイパス又は東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年8月3日から平成21年8月5日まで、平成21年8月10日から平成21年8月12日まで、平

成21年8月17日及び平成21年8月18日とする。

別添7を次のとおり改める。

「東京」,「圏央」,「圏央連続」,「東海」,「乗継」,「中央」,「特定」,「連続」,「短区間」,「障割」,「路バス」,「休バス」,「盆()」,「盆()」及び「盆()」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引(距離制限緩和)、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引()、平日昼間割引()、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道の通行料金にかかる割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋関線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、E T C短区間割引、障害者割引、乗合型自動車(定期路線)割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引()、平成21年度お盆期間特別割引()及び平成21年度お盆期間特別割引()を指すものとし、縦と横の交点の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

別添7(2)を次のとおり改める。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	高速国道との連続利用割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引(距離制限緩和)、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引()、平日昼間割引()、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道の通行料金にかかる割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋関線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引()又は平成21年度お盆期間特別割引()
3	特定区間割引又はE T C短区間割引
4	乗合型自動車(定期路線)割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引()
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 7 月 1 3 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 矢 野 弘 典